参考資料３－１

農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則の改正について

○農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則（平成十三年二月十五日決定）

改正後	現行
第一条～第五条　（略）	第一条～第五条　（略）
（議決権の特例） 第六条　委員及び臨時委員のうち、独立行政法人の役職員、運営を審議する外部委員又は会計監査人（会計監査人が法人の場合は、その役職員。以下同じ。）である者は、当該独立行政法人に関する審議（その者が会計監査人である場合には、当該独立行政法人の財務諸表に関する審議に限る。）についての議決権を有しないものとする。	（議決権の特例） 第六条　委員及び臨時委員のうち、独立行政法人の役職員、運営を審議する外部委員又は会計監査人（会計監査人が法人の場合は、その役職員。以下同じ。）である者は、当該独立行政法人に関する審議（その者が会計監査人である場合には、当該独立行政法人の財務諸表に関する審議に限る。）についての議決権を有しないものとする。
２　委員会が別に定めるところにより、委員及び臨時委員のうち、審議の対象となる独立行政法人に利害関係を有する者は、当該独立行政法人に係る審議についての議決権を有しないものとする。	
第七条～第十条　（略）	第七条～第十条　（略）

附則　この規則は、委員会の決定の日（平成十九年八月二十一日）から施行する。

参考資料３－２

独立行政法人関係者の審議への参画について（申合せ）

平成１９年８月２１日一部改正
農林水産省独立行政法人評価委員会

農林水産省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）においては、審議にあたり、評価委員会に参加する委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、独立行政法人（以下「法人」という。）の役職員、運営を審議する外部委員又は会計監査人（会計監査人が法人の場合は、その役職員。以下同じ。）である者、並びに農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則第６条第２項に該当する者の審議への関与・参加については、評価の中立性・公正性をより確保する観点から、以下のとおり申し合わせることとする。

○　上記委員等は、上記の関係を有する法人に関する審議（その者が会計監査人である場合には、当該法人の財務諸表に関する審議に限る。）について、意見を述べることを差し控える。ただし、委員長からの求めがある場合はこの限りではない。
○　上記委員等（ただし、会計監査人を除く。）は、上記の関係を有する法人に関する評価作業には関与しない。

また、
○　法人と上記の関係を有するに至った委員等は、その旨を評価委員会に報告する。
○　上記の関係のほか、評価の中立・公正性を確保する観点から審議への関与・参加について検討が必要と思われる場合は、委員長に相談する。

なお、本申合せは分科会にも準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「分科会長」と、「評価委員会」とあるのは「分科会」と、「委員及び臨時委員」とあるのは「委員、臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

参考資料３－３

議決権の特例について

平成１９年８月２１日
農林水産省独立行政法人評価委員会

農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則第六条第二項に基づき、同項に規定する独立行政法人に利害関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　独立行政法人が実施する講演等に講師等として出席し、継続的に報酬を受けている者。

二　所属機関の常勤の役員であり、当該所属機関に対して独立行政法人から金銭提供がある者。

三　自ら研究者となって独立行政法人から研究費の配分を受けている者（研究分担者として研究費の配分を受けている者は対象外）。